

# 研・学 9 条の会ニュース No. 86

2025 年 6 月発行

〒305-0018 つくば市金田 184-1

電話 029-857-3107

(<http://peace.arrow.jp/tsc>)

## 声明

### 日本学術会議の法人化法案を廃案に！

日本学術会議を解体し、「言論・表現の自由」、「学問の自由」などの憲法違反の法案

2024 年 6 月 筑波研究学園都市研究所・大学関係 9 条の会・世話人会

3 月 7 日に閣議決定された「日本学術会議法案」の審議が国会で始まった。この法案について、当事者の日本学術会議が 4 月 14, 15 日の総会で、政府からの独立性が保障されていないとして「法案の抜本的な修正」を求める決議と声明が採択された。これは、学術会議への政治介入である。この重大な局面にあたり、私たちは改めてこの法案の問題点を整理し、一緒に考えたいと思う。

#### 「日本学術会議法案」提出までの経過

そもそも、問題の発端は「5 年前の 6 人の会員の任命拒否」であるが、おそらく、学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017 年 3 月）が、政府の方針と相容れないものと見なされ、任命権を利用しての脅しであった。しかし学術会議がこの脅しに反発して、屈しなかったため、政府は「任命拒否」を「学術会議のあり方」にすり替えて、学術会議会員の選考過程で政府が干渉を可能にする改正案を通常国会（2023 年 1 月～6 月）に出そうとしていた。これに対して学術会議は勧告「政府は、現在、立案中の日本学術会議法改正案の国会への提出をいったん思いとどまり、……、協議の場を設けるべきである。」を発したため、この改正案の国会提出は見送られた。

政府と学術会議との「開かれた協議の場」が設けられるかと待っていたところ、今度は学術会議との協議を避け、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」をいきなり設置した。「有識者懇談会」に学術会議代表も出席し発言できるが、オ

ブザーバー参加にとどめられた。1 年半余りの懇談会を経て、昨年 12 月の最終会でまとめの報告書が公表された。学術会議が要請していた「5 要件」（後述）をことごとく無視し、「国の機関である限り首相の任命権から逃げられず法人化しか道はない」とする理由で、学術会議を特殊法人とする内容であった。この報告書を受けて、今年 3 月に政府は学術会議法案を閣議決定し、本国会に上程された。以上が経過である。

#### 「日本学術会議法案」の問題点

政府の「日本学術会議法案」（本法案）の内容について、主な問題を検討してみる。

##### 第 1、現行の日本学術会議法（現行法）を廃止

本法案の付則 28 条に明記されており、現行法の改正ではなく、現行の日本学術会議を一旦解体して、新たに日本学術会議を設置することになっている。すなわち、現行の学術会議は継承されない

##### 第 2、本法案は、現行法の前文に規定された内容を踏襲しない

「科学が文化国家の基礎」「我が国の平和的復興への貢献」などの学術会議設置時の最も重要な理念が消え、代わりに基本理念に、「経済社会の健全な発展の基盤」という記述に改められ、国、政府の側からの学術への期待の表現に変質している

##### 第 3、独立性の剥奪（運営における自主性・自律性の否定）

- ・ 現行法の第三条「職務は独立して行う」が、法案第3条で「会議は法人とする」に変更された
- ・ 職権行使の政府からの独立性は否定され、主務大臣の監督下に置かれる新たな仕組みが幾重にも盛り込まれている

#### 第4、外部の介入を許す様々な仕組みができる

- ・ 選定助言委員会：会員以外の者（アカデミア全体や産業界等）のうちから総会が任命し、会員の選定方針等について意見を述べる（本法案26条、31条）
- ・ 運営助言委員会：会員以外の者から会長が委員を任命し、中期的な活動計画や年度計画の作成、予算の作成、組織の管理・運営などについて意見を述べる（本法案27条、36条）
- ・ 評価委員会：内閣府に設置され、内閣総理大臣が委員を任命し、中期的な活動計画の策定や業務の実績等に関する点検・評価の方法・結果について意見を述べる（本法案42条3項、51条）
- ・ 監事：内閣総理大臣が任命し、業務を監査して監査報告を作成し、業務・財産の状況の調査等を行う（本法案19条、23条）

#### 第5、会員の選任及び解任で会員を統制

- ・ 会員候補選定委員会は会員の中から総会が選任するが、選定方針は選定助言委員会の意見を聴いて、選定方針の案を作成し、総会の提出し、総会が決議する。
- ・ 具体的な選定作業は、分野別業績審査委員会による審査で認められた科学者のうちから選定委員会が会員候補者を選定する
- ・ 現行法では会員に不適当な行為があった場合に、内閣総理大臣が学術会議の申出に基づいて当該会員を退職させる規定(26条)がある。これに対し、本条は会員候補者選定委員が、「会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるとき」は当該会員の解任を総会に求めることができるものとした。不適当な行為という曖昧な内容で解任できるとしたことは、表現の自由を奪い、思想弾圧できる可能性を示唆

#### 第6、法人発足時及び発足3年後の会員選考

- ・ 新法人が発足する際の会員予定者を候補者選考委員会が選考するが、現会長が候補者選考

委員を任命する過程で、内閣総理大臣が指名する有識者と協議しなければならないとされている。選考された会員予定者は内閣総理大臣が会員に指名により、施工日の会員とみなされる

- ・ 新法人の発足時点で任期を残している半数の現会員は、新法人の会員として残留するものの3年後の改選では再任されない

#### 第7に、法人発足時の総会招集は政府が主導

首相が指名した会長職務代行者が総会の招集を通知して、総会の運営を行い、新会長を選任する。会長職務代行者が既成事実化されている

#### 第8、特殊法人化

政府の財政措置は補助にとどまるとされ(48条)、その結果として、新法人には自主的な財政基盤の強化が求められ、財政を不安定化することで、財務の面から国家統制が強まる。

#### 第9、役員等に秘密保持義務と罰則規定

現行法では会員は国家公務員の特別職であるため、秘密保持義務の対象ではなかったが、本法案では公務に従事する職員とみなされ罰則の対象にされる

#### 第10、学術会議の運営は、評価委員会や監事などにより政府の監督下に置かれる

新組織では、国立大学法人と同様に、6年毎の「中期的な活動計画」および「年度計画」の策定が学術会議に義務付けられている。「中期的な活動計画」の策定に際しては「評価委員会」の意見を聞かなければならないとされている。定期的に業務報告を提出し、評価してもらうような「業務」実施団体として経営させることは、現行の学術会議のように、その時々起こった事象について科学的に分析・評価し、解決策を国民に提案することが難しくなる

以上が主な問題点である。

以上に示すように、現行法の前文ある日本学術会議設立の理念を削除した上で、会員の選考過程と運営に政府の過剰な監督を可能にするのが、法案の狙いである。現行の学術会議は、戦前の戦争に協力してきた学術研究のあり方を猛反省して、科学者の総意の下に設立されたものである。しかし、審議中の本法案は、科学者の総意を聴くこと

もせず、自民党・政府が勝手に作成した法案である。

### ナショナルアカデミーとしての5要件

学術会議はこの法案が提案されるまでの間、政府に「ナショナルアカデミーとしての5要件」が必須条件であることを表明してきた。

日本学術会議が提案したナショナルアカデミーとしての役割を果たすために必要な5要件とは、①学術的に国を代表するための地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性である。

会長経験者6名は、5項目のすべてを満足しなければアカデミアとしての学術会議と認められないと述べている。

### 学問の弾圧・統制は民主主義破壊の突破口

さらに、明治大学の山田 朗先生（日本近代史）は「学問に対する締め付けというのは、自分たちと関係ない世界だというふうに見えがちです。

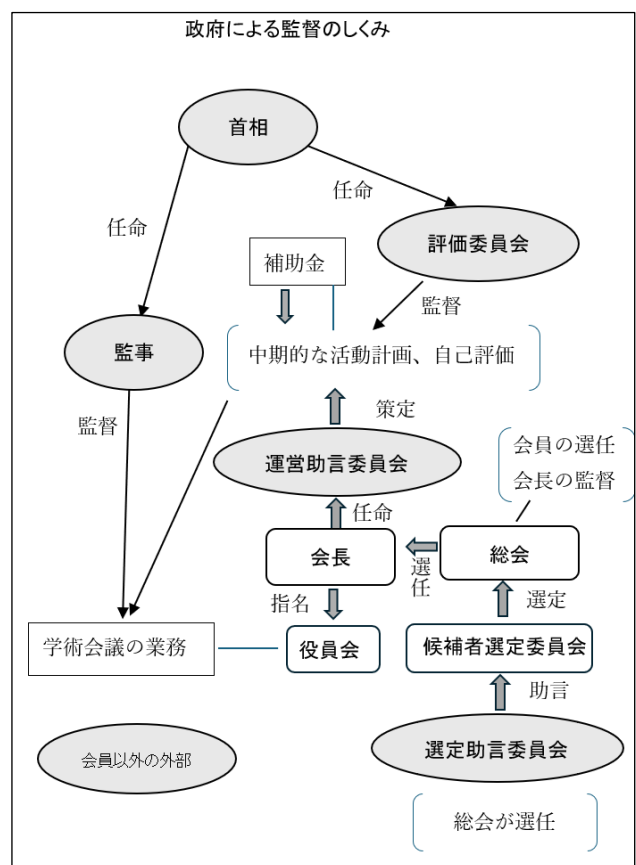
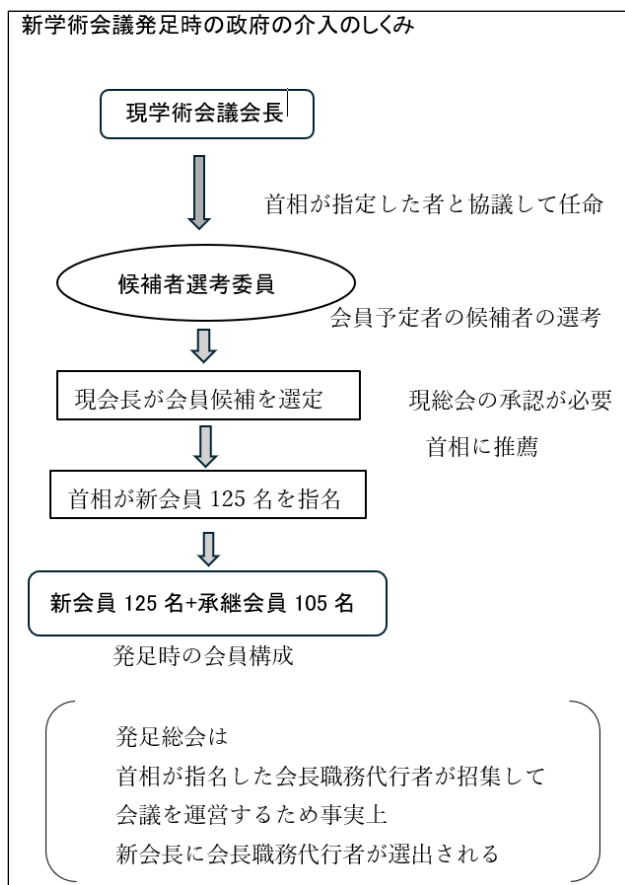
しかし、今までの歴史的経験からみると、学問の弾圧・統制は突破口で、それを許してしまうと

次から次へといろいろな自由がどんどん制約されていくことになります」と述べているように、学問の統制は、社会全体の統制の突破口になる。

政府は軍事研究にブレーキをかけてきた学術会議を潰そうとしている。この法案を通せば、学術会議が軍事研究に抵抗するちからを失うと同時に、日本の学術界全体が軍事の論理に呑み込まれてしまう危険性がある。

科学の成果を軍事に利用し、目先の経済的利益追求に貢献させるため、学術会議から独立性を奪い、政府の監督のもとに置かれる組織に変更させられようとしている。

審議中の国会で、坂井大臣は「特定のイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は、今度は解任ができる」と答弁をした。明らかに、憲法21条「言論・表現の自由」と23条「学問に自由」に違反しており、学術会議の法人化法案は廃案しかありません。



## 筑波海軍航空隊記念館見学記

今年2月に、研学9条の会関係者5人で、戦争遺構「筑波海軍航空隊記念館」（笠間市）を見学してきました。

◎筑波海軍航空隊：1934年に霞ヶ浦海軍航空隊の友部分遣隊として発足し、練習航空隊として予科練・操縦訓練生に戦闘機などの操縦訓練を行った。太平洋戦争末期には特攻の訓練も行われ、多くの特攻隊員を送り出した。

◎筑波海軍航空隊記念館：旧海軍航空隊の戦争遺構を継承し、活用する笠間市営の記念館。当時の現状をよく残している旧司令部庁舎を中心に、多くの戦争遺跡が残っている。

記念館には戦闘機の残骸や特攻隊員の遺書などが展示されていました。また、特攻隊編成のビデオ上映もあって、80年前の戦争を追体験することになりました。平日にもかかわらず記念館には何組かの訪問者がいましたが、もっと多くの方に見てもらいたいものです。

見学の後は土浦の「ほたて」で昼食を取りました。「ほたて」はかつて予科練の指定食堂で、二階が予科練生と家族との面会にも利用されたといいます。予科練生の心情に思いを馳せながらーおいしい天井をいただきました。

### 参加者の感想

稲垣さん

奇跡のように残った海軍航空特攻隊の建物や資料を巡りながら、ここで訓練を受け、そして、沖縄戦の特攻に散った若者たちがどんな思いであったのかを自問した。彼らの経歴と写真が、ずらっと、展示されているコーナーがあった。軍服姿は凛々しいが、殆どが、23-25歳、少尉か中尉、学徒兵だ。自分が、80歳の今になって、ようやく、戦争の愚かさ、人権の尊さなどを、少しずつ分ってきたことから思えば、この若者たちが、確信を持って殉じたとは、到底思われない。ぐちゃぐちゃになった心に、精神論が導きとなって、目をつぶるようにして、突入したに違いない。訓練の合間に、格納庫を背景にくつろぐ数名の写真があった。格納庫の巨大さを彼らが誇らしげにしている

ように見えた。その時まで見たこともないこういった兵器や装備もまた、彼らの心を揺さぶったに違いない。若者の心をこのように揺さぶる「精神論」や「軍備」に対して、私たちが、頑固に批判し続けることは、本当に大切なことに違いない。

碓井さん

展示館の壁に、隊員の日常を写した写真が多数展示してあった。訓練の合間にくつろぐ様子や運動する姿など、そこには屈託の無いように見えるふつうの若者たちがいた。この若者たちがどうして戦場にいかねばならなかったのかーそれも多くは特攻という形でーと往時を思いやりながら、しばらくそこを離れられなかった。

抑制のきかない軍とそれを容認あるいは後押しした世間の風が無謀な戦争につながっている。このところ変な方向に吹く風が強くなっているようだが、当時の人達はどんなふうに感じていたのかなどと想像しながら記念館をあとにした。

中藪さん

先日は大変楽しいひとときを過ごさせていただき、まことにありがとうございました。

笠間の筑波海軍航空隊記念館・土浦のほたて食堂、ともに私にとっては初めての見学で、興味深いものでした。企画・印刷・案内・運転・撮影等のご足労をとられた方々には、感謝の言葉を尽くしても尽くしきれません。



参加者の集合写真

本間さん

当日は晴れ、目的の記念館は白色の建物であり、よく空色に映えていた。展示の中で印象に残ったのは、隊のある指令（隊長？）が GHQ の取り調べの前日鉄道自殺した話、戦後生き残った分隊長のひとりが晩年自伝を書こうとして、そのタイトルを「自殺願望」としようとしたことなどがある。中でも一番は、この学校の出身者が特攻の際、友人に「自分が命を落としてもこの戦いには勝てないだろう。そうなったら日本は植民地になるのだろうが、将来の世代が植民地からの解放に一生懸命取り組む励みになるように自分は死ぬのだ」と語った話だった。私は、頭が下がる思いはもちろん感じながらも、強制的に死を押し付けられた人から「あなたも死んで日本を開放してほしいと」言われた気がして、少し、不愉快な気持ちになった。この隊員は、自分の命を守るという最高の基本的人権をすっかり奪われていたのだとつくづく思う。

手島さん

私は、世話人として、筑波海軍航空隊記念館を事前に下見をしていたので、今回で 2 回目です。前回と比べて、今回は見学者が増えていたことにうれしくなりました。特に、若い世代の人も目立ち、戦争時の特攻隊に関心を持っているのかなと思ひながら、彼らの様子をチラチラと見てしまいました。さて、敗戦が濃厚になった 1943 年 10 月から「在学徴兵延期」が停止され、在学途中でも徴兵されるようになりました。特攻隊の隊員のほとんどが 20 歳代前半の学徒出陣で徴兵された学生でした。飛行搭乗員の消耗が激しくなったため、特攻隊の飛行訓練は短縮され、数か月の訓練で、特攻隊に出撃したようです。記念館には両親・兄弟宛ての最後の手紙が展示されていました。家族に心配をかけまいとして、「いい死に場所を得たと信じています。ご安心ください。・・・ただただ無理をなされぬ様に御長生き下さい」などと家族のことを思いやりながら死を覚悟した手紙が数多くあったことを思い出します。

## 全国 54 番目の碑 土浦に「憲法 9 条の碑」完成

本年 5 月 3 日の憲法記念日に土浦市で「憲法 9 条の碑」除幕式が開催されました。土浦の「憲法 9 条の碑をつくる会」が昨年 12 月から、建立に向けて取り組みを進め、建設用地は熱意ある一般市民から無償で提供をしていただいた用地に、県内外 25 団体、個人 450 名から寄せられた募金をもとに 4 月に竣工しました。「憲法 9 条の碑」の場所は、土浦市木田余(きだまり)東台 2 丁目です。碑は本の形で、憲法前文の抜粋と 9 条全文が刻まれています。式後の祝賀交流会では、約 60 名が参加し、つくる会・会長の尾池誠司弁護士とのあいさつに続き、元衆議院議員の二見伸明氏のお祝いの言葉を受け、碑への思いなど参加者からの発言がありました。私は、「学術会議の解体法案」が憲法に違反していることを訴えてきました。

### 茨城県では 5 番目の碑

9 条の碑は、1985 年に沖縄県的那覇市の建立からはじまり、全国に 59 基になっています。茨城県では、下妻市共同墓地に建立（2006）、古河市長命寺(2014)、北茨城市仲郷町(2022)、小美玉市百里平和公園（2024）土浦市木田余(2025)の 5 基になりました。（2025 年 5 月 手島昌己）



奥の大木は隣接する鹿島神社のけやき

## 大型商業施設における自衛隊の戦闘車両展示問題

つくば市の複合店・コーチャンフォーは4月13日(土)に「はたらく車と記念撮影しよう」の催しで、パトカー、消防車とともに自衛隊の車両の展示の企画をした。研・学9条の会は、他の4団体と共同で、自衛隊の車両展示を止めるように申し入れをしました。

その申し入れの場で、研・学9条の会から私(手島)が出席して発言した内容を報告します。

私は、ユニセフの「子どもの権利に関する条約の選択的議定書」の観点から、18歳未満の児童に武力紛争に使用される戦闘車両をみせ、勧誘するような展示は、本条約に抵触していると指摘し、やめるよう申し入れました。

この「議定書」は、2004年に日本国も批准しており、効力が発生しています。議定書の前文に、「武力紛争が児童に及ぼす有害かつ広範な影響並びにこれが持続性のある平和、安全及び発展に及ぼす長期的な影響を憂慮し、……児童を標的とすること及び学校、病院等一般的に多数の児童が存在する場所を……直接攻撃することを非難し、……」と記し、18歳未満の児童を武力紛争において使用するための強制的な徴集を特に禁止するよう呼び掛けています。

ユニセフは世界中の子どもたちの命と健康を守るために活動する国連の機関です。18歳未満の

児童が兵役に服することを禁止するように各国に呼び掛けています。

自衛隊の戦闘車両の展示や、迷彩服を着せて記念写真を撮ることは、児童の心に自

衛隊へあこがれる気持ちを誘導する効果があります。これは、直接的な兵役への勧誘ではありませんが、戦闘行為がカッコよいものとして、誤った認識を与えることになりませんか。自衛隊はこの展示通じて、自衛隊へのあこがれを期待しています。

今年は、当日が雨天であったため、幸いにもコーチャンフォーの展示は中止になりました。

ユニセフの活動は、平和な世界を実現し、子どもたちが平和な世界で生きていくために重要な役割を果たしています。

(2025年5月 世話人 手島昌己)



\*\*\*\*\*編集後記\*\*\*\*\*

ニュース 86 号の編集集中に、日本学術会議解体法案が、自民・公明・維新の強行採決で成立しました。日本学術会議解体法に対する声明をこの法案が成立する前に発行する予定でありましたが、編集者(自分)の怠慢により間に合わなかったことをお詫びします。

衆議院の審議の中で、坂井学内閣府特命担当大臣相が「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は今度の法案では解任できる」と答弁し、会員への思想差別を合理化しました。この答弁は、政権の意によって、学者を排除できるという、憲法 19 条の「思想信条の自由」を踏みしめる政治介入を合理化するものでありました。この新法によって発足する学術会議では、人事、運営に政府からの介入を受け、学術の「独立性」が形骸化され、「日本の学術の『終わりの始まり』」になる心配があります。

しかし、わたしたちには、現行憲法の下で「学問の自由」を侵すような「政府の介入は、憲法違反だ!」と堂々と主張し抵抗する手段が残されています。

このような時代だからこそ、科学者コミュニティーと市民が共同して政府の介入を跳ね返していくことが重要です。